

請願 第36号

受付 令和元年 5月23日

付託 令和元年 6月 3日

取手市による不当な移送の謝罪を求める請願

紹介議員 細谷 典男

・請願趣旨

2017年（平成29年）1月25日に東海村の母子生活支援施設かがやき荘から取手市職員らによって常総病院（取手市）に強制的に移送されました。

取手市職員と児童相談所職員が突然施設を訪れました。あらかじめ用意された車に乗せられ、警備員（男女各一名）に囲まれ抵抗できない状況下での問答無用の連行でした。市は精神保健福祉法第47条により行ったとしています。法においても今回の移送は市町村の許されない不法行為です。さらに、これは本人、家族の同意を得ていない悪質な行為です。

医療保護入院を目的とした精神障害者を病院に移送する際に交通費が発生しますが、これは依頼した本人または家族が負担すべきことです。または、県による措置入院では移送費は県費で負担されますが厳しく条件が定められています。今回の移送はこれに該当しないことは明らかです。

到着した病院において、費用の支払いを否定したため希望していない生活保護の支給を2月2日に決定し、1月25日にさかのぼってすべての費用を税金で支出されています。生活保護に関する手続きが正常に行われたとは考えられません。

人権と法を踏みにじる取手市行政には不信しかありません。藤代南中女子生徒自死事件では違法、不当な対応であることを県から指摘されるまで放置し、市長が遺族に謝罪の意向を示したのは実に事件の3年半後でした。法をないがしろにしても平然としている取手市には憤りを禁じえません。自分自身の経験と実名を公表し事実を明らかにいたしました。議会には行政を質していただき、次のことを求めます。

・請願事項

1. 取手市は不当に移送を行ったということを認め謝罪すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和元年 5月23日

請願者代表

住所 取手市野々井136-5-204

氏名 柳沢 夏希

取手市議会議長 殿